

東京大学史料編纂所蔵『康治二年灌頂御記』

土 岐 陽 美

ここに紹介する東京大学史料編纂所蔵『康治二年灌頂御記』(一〇〇一四一七)は、平成二(一九九〇)年十一月に本所が古書店より購入し、平成四(一九九二)年五月に修補を終えて貴重書として配架された鎌倉初期の古写本である。他の伝本については後述する。

卷子一軸。元表紙一紙および本紙六紙。法量(単位センチメートル)、現装は縦三十・五(軸長三十三・〇)、横(表紙八双より軸元まで)三七三・六。元表紙、縦二十八・〇、横二十七・五、おさえ竹が入っていたと推測される痕跡の上にかかつて、本文と別筆の外題として「康治二年灌頂御記」と墨書がある。本紙各紙は、縦二十八・〇、横それぞれ第一紙三十九・三、第二紙四十四・一、第三紙四十四・〇、第四紙四十四・三、第五紙四十四・二、第六紙四十三・八。冒頭に貼紙「康治二年灌頂御記」がある。

本史料は、康治二(一一四三)年十月二十八日⁽¹⁾に行われた東寺灌頂で大阿闍梨を勤めた東寺長者(二長者)権大僧都寛信の日記であり、二十八日・二十九日の二日間にあたる東寺灌頂の次第が記されている。まず最初の部分に、寛信が大阿闍梨を勤める経緯、灌頂に勤仕する僧綱の補任などが記されている。東寺一長者である大僧正定海が病のため永治元(一一四二)年十二月より長者職の辞退を願い出ており、翌二年(四月)に改元して康治元年)正月、寛信に准長者の宣旨が下され、後七日御修

法で大阿闍梨を勤めた。さらに同年十二月には二長者に兼任され、拜堂・東寺灌頂に勤仕している。さて、二十八日早朝、寛信は甥にあたる民部卿藤原頭頼の九条堂⁽³⁾に入り休息した後、夕刻、東寺に入った。まず饗饌が振る舞われ、伝法灌頂の前に授けられる三摩耶(三昧耶)戒、次いで楠木作法が行われる。続いて初夜儀が行われるが、当界壇は金剛壇であったことが知られる⁽⁴⁾。翌二十九日には嘆徳儀が行われ、また饗饌が振る舞われて散会となる。

寛信は東密勸修寺流の祖として知られ、数多くの著作を成している⁽⁶⁾。簡略にその編著を見るに、「東寺要集」⁽⁷⁾・「東要記」⁽⁸⁾・「勸修寺旧記」⁽⁹⁾・「東寺長者次第」⁽¹⁰⁾・「小野類秘鈔」⁽¹¹⁾・「伝授集」⁽¹²⁾・「祈雨記」⁽¹³⁾などの寺誌や修法の記録があり、その周辺で編まれた「巻教集」と称すべき書や、弟子を含めたその法系のものを収録する「表白集」⁽¹⁵⁾もある。また日記に、「庭儀灌頂日記」⁽¹⁶⁾・「永治二年真言院御修法記」⁽¹⁷⁾、内容未確認であるが、康治元年「東寺拜堂記」⁽¹⁸⁾、さらに「東宝記」に引かれる「寛信法務記」⁽¹⁹⁾等と称する一群の逸文などがある⁽²⁰⁾。本史料については管見の限り、他に高山寺に二点の伝本が存在する⁽²¹⁾。二点とも鎌倉初期の書写とされ、「康治二年灌頂御記」の外題をもつ。うち一点については、すでに「高山寺古典籍纂集」に影印および翻刻が収録されており、比較するに、本史料とはほぼ同一だが、数箇所文字の相違から、それぞれ異なる親本からの

書写と考えられる。いずれにしても、寛信の日記として従来あまり知られておらず、また東寺灌頂の次第を克明に記したものとしてみても興味深いものである。⁽²²⁾

寛信は勸修寺流藤原為房の息で、上記諸書に『為房卿記』を引用する点からも注目されている。⁽²³⁾先例の類聚のみならず、自らの長者就任にともない、後七日・拜堂・灌頂など一連の儀での所作を記録に留めたのである。あるいは門流確立の意思を見いだせるかもしれない。

本史料には他の伝本と異なり奥書が存在し、その伝来的一端をうかがうことができるのだが、承元四(一一一〇)年三月二十一日から二十二日にかけて、深賢が師成賢より借り受けて書写した旨が記されている。

成賢は、醍醐寺座主で醍醐寺三宝院流末流成賢流の祖であるが、前年十一月二十二日に東寺長者(三長者)に補せられ、⁽²⁴⁾承元四年三月二十一日の御影供の日に拜堂する際に、この日記を手にしたらしい。本史料は、醍醐寺三宝院流深賢方(地藏院流)の祖である深賢の筆跡を伝えているが、寛信入寂(仁平三(一一五三)年)からおおよそ六十年を経、本史料には親本の欠損や誤写と思われる箇所があり、寛信自筆本からの書写ではないことも推定される。⁽²⁵⁾

〔註〕

- (1) 本史料には十月十八日とあるが、干支や『東寺長者補任』(史料編纂所本〔〇六一六—一七二〕)により二十八日の誤りである。
- (2) 『東寺長者補任』(東寺観智院金剛藏本・史料編纂所本)、『勸修寺長史次第』(『統群書類従』第四輯下)、『台記』(康治元年正月十四日条「今年後七日御修法、権少僧都寛信勤行云々、依定海所勞、其以後可補長者也」、康治元年十二月十五日太政官牒(高橋正彦「天理図書館所蔵 太政官牒について」『ピブリア』八八、一九八七年)。
- (3) 寛信の父、藤原為房旧宅九条亭であり、左京九条四坊四町に存在した。

寛信の兄弟である顕隆の息、顕頼が相続し、康治二年三月十六日、亭内に御堂を建立した(『本朝世紀』『百練抄』康治二年三月十六日条。「平安京提要」)。

(4) 当初、東寺灌頂は春秋二季であったが、春季は廃絶し、秋季のみとなったという。『寛信法務記』に、胎藏界・金剛界を交互に修法する旨が記されている(『国宝 東宝記 原本影印』巻四・法宝上 東宝記刊行会、一九八二年)。

(5) 履歴は辞典類にも立項されるので省略する。詳しく取り上げた論文に、上川通夫「中世寺院の構造と国家」(『日本史研究』三四四、一九九一年)がある。

(6) 『諸宗章疏録』巻三(『大日本仏教全書』一)には以下の書載せる。視聽鈔一卷、類秘鈔六卷、類頭鈔、真言集一卷、伝受集四卷、尊勝鈔二卷、肝要鈔二卷、十一面鈔二卷、四天王法一帖、施餓鬼次第一帖、護摩鈔三卷、法則集一帖、灌頂日記一帖、拜堂式一帖。

(7) 『統群書類従』第二十六輯下。

(8) 『統群書類従』第二十六輯下、『弘法大師伝全集』二。恐らく寛信撰である。

(9) 『統群書類従』第二十七輯上、『大日本仏教全書』一一九・寺誌叢書三(勸修寺文書)。勸修寺蔵正安三年写本(史料編纂所架蔵影写本)『勸修寺文書』一一一・三〇七一・六二一・三五二二二、京都大学総合博物館所蔵勸修寺家旧蔵記録「勸修寺古事」(史料編纂所架蔵写真帳「勸修寺家旧蔵記録」〔六一七〇・六八一—一五八〇〕)。厳密には、寛信が草稿をなしたものである。

(10) 和多昭夫「寛信撰 東寺長者次第」(『高野山大学論叢』二、一九六六年)。長者補任で現存最古のものである。

(11) 『真言宗全書』三十六。川村知行「寛信の類秘抄と類聚抄―覚禪抄の引用をめぐる―」(『密教図像』三、一九八四年)には刊本未収の關係史料も紹介される。

(12) 全四卷(『大正新脩藏經』統諸宗部九)。師である厳覚の口伝を纏めたものである。

(13) 諸本関係が複雑で、小倉慈司「祈雨日記」とその増補過程」(『書陵部紀要』五一、二〇〇〇年)を参照。元杲の「祈雨日記」原撰本に寛信が増補を加えたC系統の写本があり、「祈雨記」の名称で伝わる。本所に「祈雨日記」類本の古写一巻「請雨経日記」(一〇二四—八)を架蔵する。

(14) 湯浅吉美「天理図書館蔵『文禄元年具注曆』調査報告—実は四百年遡る具注曆—」(『ピプリア』九五、一九九〇年)を参照。ここで紹介されている文治五年具注曆の紙背にある。内容的には「覚禪鈔」巻数(『大正新脩大藏経』図像五)に多くが含まれており、両者の関係は検討を要す。

(15) 醍醐寺本・高山寺本。築島裕「醍醐寺藏本表白集について」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』六、一九八四年)、「高山寺本古往来 表白集」(高山寺資料叢書一、東京大学出版会、一九七二年)。山本真吾「勤修寺法務寛信の表白文作成活動—院政期における僧侶による表白文の作成—」(『三重大学日本語学』五、一九九四年)、同「奈良国立博物館蔵『雑筆集』五巻と高山寺本表白集」(『鎌倉時代語研究』二三、二〇〇〇年)、同「高山寺経藏勤修寺法務寛信関係文献目録稿」(一)・(二)。「高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集」平成十二年度、二〇〇一年、並びに平成十四年度、二〇〇三年)。

(16) 「真言宗全書」二二七(「権律師寛信授灌頂於兩人記」高野山大学所蔵、正中二年写)。「金沢文庫古書目録」現蔵仏書目録(一九三九年)によると、永仁六年鈔阿写、建武二年実真写の二本がみえる。また「尊経閣文庫貴重書籍目録」に「権律師寛信授灌頂於兩人記」の書名で文永十年写本があり、「勤修寺慈尊院聖教目録」(『大正新脩大藏経』別巻・昭和法宝総目録三)にも所見がある。「国書総目録」によると、「長承元年灌頂日記(慶儀)」(高野山光大院、嘉暦二年尊仲写)がある。

(17) 「続群書類従」第二十五輯下。刊本の末尾に「以覚禪抄後七日章寛信勤修記交合了、又云底本巻首欠云々、以勤修記補之了」とあるように、稿本では前欠である。「覚禪鈔」後七目下(『大正新脩大藏経』図藏五、「大日本仏教全書」五一)に「勤修記法務寛」として同書の引用があり、むしろ続群書類従本が「勤修記」を独立させたものであろう。「後七日法并雑事」(文永三年教拜写、醍醐寺理性院蔵・史料編纂所架蔵影写本)「三〇

一四—二〇」、国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵古典籍四一三・史料編纂所架蔵写真帳「六一七〇・三五—一—三五」も「覚禪鈔」の写本かと推測される。

より日記の原形に近いと考えられる史料も存する。「後七日御修法記」一巻(大内青巒所蔵・史料編纂所架蔵影写本「三〇一四—六五」)は「方便智院」印のある高山寺旧蔵本で、「永治元年後七日諸事」一冊(建保五年定真写、国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵古典籍一五・史料編纂所架蔵写真帳「六一七〇・三五—一—四」)も「方便智院」印がありほぼ同内容である。冒頭に「永治元年 醍醐僧正」とあり、永治元年・同二年・仁平三年の日記等を収める。永治二年の分は「勤修記」と内容的に重なるが、「勤修記」のような編集や追記はなされていない。「増補版 昭和現存天台書籍綜合目録」(法蔵館、一九七八年)下二三四頁に載せる永治元年の「禁裏後七日御修法記」(無動寺蔵)も同本かと推測される。

また、松原智美「真言院十二天画像小考—金沢文庫保管「寛信法務後七日法記」の紹介を兼ねて—」(『金沢文庫研究』二八八、一九九二年)にも重なり合う記文の存在が指摘されている。これら相互関係の検討を要し、少なくとも続群書類従刊本のテキストをそのまま寛信の記録あるいは編纂したものを見ない方がよい。

(18) 「天理図書館稀書目録」和漢書之部三(一九六〇年)によると、題簽後筆で「権少僧都寛信東寺拜堂記、康治元年十一月十五日、承久元年八月廿一日僧定真所書」とある写本がみえる。「東寺長者補任」(東寺観智院金剛藏本・史料編纂所本)によれば、「十二月十五日二長者宣下、同二十四日拜堂・東寺灌頂勤仕」とある。

(19) 「国宝 東宝記 原本影印」(巻一—巻四、巻五—巻八)(東宝記刊行会、一九八二年)の巻末に、引用された文献の索引がある。

(20) 研究代表者・松園齊「中世における寺院・僧侶の日記についての基礎的研究」(平成十一年度科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年)一九頁に、刊本史料に引用された寛信記の所見が列挙されている。

(21) 「高山寺経藏典籍文書目録」三、東京大学出版会、一九七三年)に「康治二年灌頂御記」として第二部一八三・同一九二の各一卷がある。前者

には「興然本^{云々}」の奥書があり、『高山寺古典籍纂集』（高山寺資料叢書十七）東京大学出版会、一九八八年）に影印・翻刻・解題が収められている。

(22) なおこの時の巻数は、『覚禪鈔』支度（『大日本仏教全書』五一）に収められている。また、仁和寺紺表紙小双紙研究会編『守覚法親王の儀礼世界』（勉誠社、一九九五年）に東寺灌頂関係次第類や正治二年東寺結縁灌頂記が翻刻されている。

(23) 松菌斎「守覚法親王と日記―中世前期の寺家の日記の理解のために―」（阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』論文篇、勉誠社、一九九八年）、小倉氏前掲論文。

(24) 『大日本史料』第四編之十、同日条。

(25) 本史料に記されている東寺三綱の僧名のうち権上座勝助および権都維那俊寛は、史料編纂所本『東寺長者補任』康治元年項によれば、それぞれ定俊・俊俊とあり、同じく乞戒師は貞実と記されているが、史料編纂所本『東寺長者補任』康治二年項によれば、院殿とある。貞実は他の史料にあまりみえないが、『尊卑分脈』に藤原師実男の静意男に、仁和寺僧・金剛勝院執行としてその名がみえる人物と同一か。

(付記) 翻刻・解題ともに、田島公・藤原重雄両氏には多大なご助力を頂いた。翻刻については、本郷和人・本郷恵子両氏、また岡本有香・松村記代子両氏にもご助言を頂いた。記して御礼申し上げます。

〔凡例〕

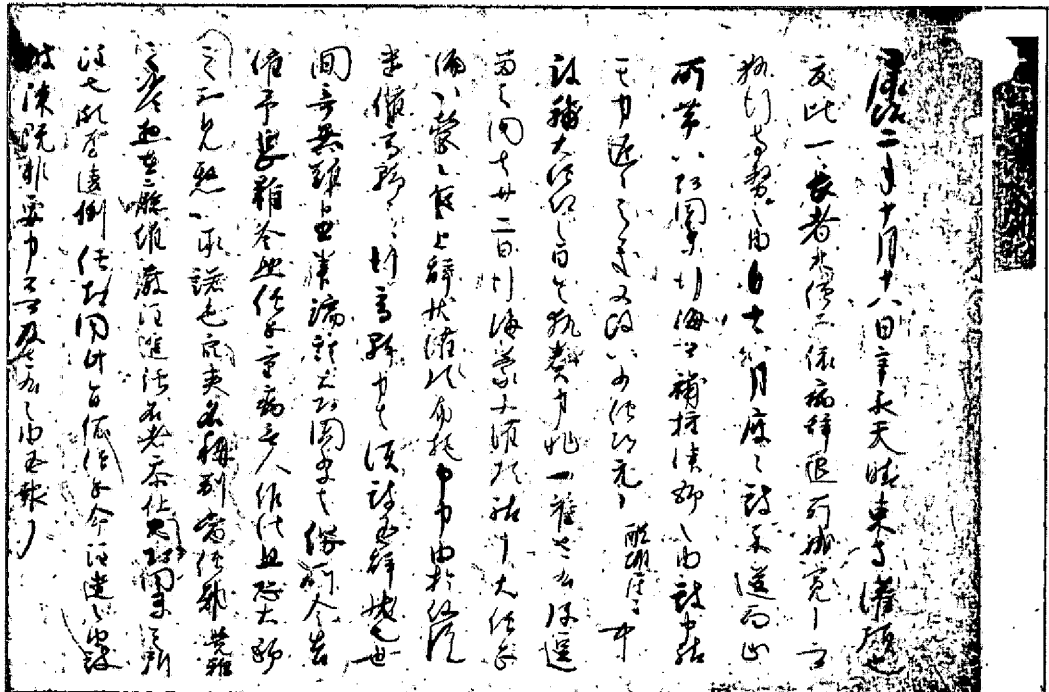
- 一、漢字は原則として常用漢字を用いたが、書写された字体より適宜旧字も使用した。
- 一、文中に適宜読点・並列点を施した。
- 一、行替は原本に従い、紙継目は……をもつて示した。
- 一、〔一〕で校訂註、(一)で説明註を付した。また〔イ〕は解題註(21)に触れた高山寺本より参考とすべきものを採った。

【翻刻】

康治二年十月十八日、辛亥、天晴、東寺灌頂也、
 夏比、一長者大僧正依病辞退所職、(定海)寛一可
 執行寺務之由、自去八月、度々被示送、而止
 所帶、以阿闍梨行海可補權律師之由、被申請、
 其事遅々之處、又改以少僧都元(海)醍醐座主、可
 被補大僧都之旨、令執奏、事非一、准左右弥逗
 留之間、去廿二日、行海蒙小灌頂請了、大僧正
 偏以管々乍上辞狀、灌頂布施、(鳥羽法皇)申事由於仙院、
 遣催高野云々、行高野事者、須被返辞狀也、世
 間奇異難盡筆端、於大阿闍梨者、綱所令告
 催、予甚雖冷然、僧正重病無人、作法且恐大師

康治二年灌頂御記 (東京大学史料編纂所所蔵)

(巻首)



之知見、愁以承諾、色衆夾名、稱別當僧都覺雅

之沙汰、惣在廳維嚴注進、僧名者、參仕大阿闍梨之所

注也、頗為違例、僧都聞此旨、依僧正命注遣之由、被

披陳、既非要事、不可及左右之由、返報了、

..... (紙繼目)

早旦、出寺向九條堂、謁(藤原顯頭)民部卿、暫休息之間、風

痺更發、頗以遲參、申三點、參東寺、(鈍色裝束、駕網代車、懸下)

(帷牛有角卷)前駟六人、威儀僧車一轉許扈從、(東イ)車門内、

御前所司四人(權上座威儀師勝助・寺主退後・權寺主勝俊・權都羅那俊寛)・中綱・職掌

等參向、予於門前駕腰輿、入西院東門、登東橋參

着北面宿所、敷設・裝束・菓子・酒肴等、任例寺家儲

置之、先是有小灌頂阿闍梨拜堂事云々

次有法會饗饌事、寺家恒例之勤也、南面客

殿母屋第一間(南向)、供長者座、後立十二天屏風、

以東南庇為色衆座、(兼居、饗饌)、僧都以下參着、

觸案門坎(内)、予且稱可被始之由、不出其座、(例先)

(或不著之)落日欲暮、為念着法服也、無程事了、色衆

聞集會鐘、參集講堂後帳、今日、長者前駟

饗・雜人屯食等、寺家之所課也、秉燭以前、始行

三(聲)廣耶戒、予束帶着平袈裟、步行參進、

(所司在前、十弟子・威儀僧等在後)於講堂後幄乘輿、(南向)、道具唐櫃

所司等持參、權寺主勝俊開封、取出其篋置案

上、中綱申開封之由、次開篋封取出念珠・五鈷等、淳

觀・行海兩闍梨傳獻之、於袈裟者去年着了、

..... (紙繼目)

今年用私袈裟、(私イ)先達成恐多着和袈裟、(況於惡人哉)次引入堂列、

先衆僧前、次綱所四人、(次敬)以法螺二人、次色衆權少

僧都覺雅、權律師仁嚴、大法師長朝・琳助・言海・

兼賢・重助・祐源・俊覺・仁舜・尊覺・俊觀・俊海・

行海、(已上持金剛衆)賢海・源基・實助・任覺・慶成・竟然・行

仁・嚴幸・源運・祐海、(已上讀衆)次持播童二人、(權)次

乞戒貞實阿闍梨、次大阿闍梨、(執蓋)次十弟子、(裝束在寺)

(家、僧者長者具之)威儀僧等、次小灌頂阿闍梨行海、(在威儀僧)

等也、諸衆立列之後、小灌頂遲參之間、已臨昏黑、

色衆僧入灌頂院東門、子到巽角壇上、下輿、南

着草鞋、舊記云、巽角下輿、
鼻廣、登第二間、於五雜、
原色向西參進入第二間

正面、漸到高座東、此四十弟子等立主師、敷座於高座、
置戒窩、如意、香爐等於前机、
原色

先現右繞也、〔規之〕躡小揖、即以右繞、向堂正面戸三拝

次到高座戌亥乾角向巽又以三拝、後思、拜堂正面者、此
拜可略款、口傳等在別、

胡跪、護身結果加持高座、次登高座、次持金剛衆

三进行道、次乞戒師着礼盤、小灌頂高座東、
原色

色衆・威・從・三網等小灌頂・
原色十弟子高座
後等着座、

次説戒了、大阿闍梨下高座、着堂前面座

南向、乞戒退去、次十弟子敷淨薦於礼盤、行

……………(紙継目)……………

齒木事、次引布施、先例大阿闍梨布施上御款之
而今年上卿參(アキマ、)

并共以不參、仍堂童子取之、
慶遲甚也、次戌剋事了、退去到講

堂後帳、納道具、改袈裟、還着西院、自此乘

私輿、舊記云、乍乘輿着西院云々、
仍尚可乘本輿、其後解脫休息、御

厨子所備盃飯、長朝闍梨來宿、又淳觀・行

海而闍梨、威儀僧等少々留宿北屋、此間別

當僧都注送初夜所作廻文、舊記云、凡僧則
荷參入抄込云々、

予加判之後、職掌取奉覽之、

亥剋、打初夜鐘、諸僧參上、先是所司礼
堂立廻觀等、予駕

腰輿入堂、宿裝束、替平袈裟、舊記云、
相具居舊云、今度略不具之、從北小門

入後戸、着中央切床、三方立簾子、
南面居火桶、色衆本自參

着南床、片壇仁嚴律師遲參之間、及于深更始

行、々法、互拝兩壇、予登金剛界壇前供養、以後

散念誦了、還着本床、其後承仕等撤中央南

戸前床、立十二天屏風、懸覆面、置香象、開

戸為受者出入道、并撤金剛界・礼盤・北脇机等、

壇左右敷尊号座、一方各
壇東敷記録座、中央

戸外置含香・灑水、先是乾角安小灌頂道具

等、次所作人各以着座、受者百余人、鷄鳴事了、

……………(紙継目)……………

歸西院、

(原本脱く、意ニ依リテ行ラ改ム)
廿九日、壬子、天晴、早旦、書御卷敷加判、預給承

仕、先客殿母屋西間立供養法壇、南庇為

小灌頂阿闍梨・歎德座、敷疊一帖、後立十

二天屏風、即諸衆列立前庭、小灌頂着座、次

琳助阿闍梨進出歎德、小灌頂返答、予此間
着體宿

婆束、出小灌頂
座東、偷以聽聞次撤小灌頂座、色衆着座、予

又着座、具居次源基入寺修供養法、唱長朝阿

闍梨、散花兼賢阿闍梨勤之、行法事了、小灌

頂令居饗饌、長者陪膳、共人勤之、僧綱以下陪

膳、小灌頂從僧・中綱等任例勤仕、綱所々司等

着北屋、長者前駢饗・雜人等大破子、皆灌頂

阿闍梨所課也、又不勤仕捧物、明春可勤仁和寺

事之故、云々、每事疎略之由、在衆口坎、次撤饗

饌、色衆退去之後、於客殿開道具韓櫃、

權寺主勝
後開之目錄之後、付封令返納、亭于歸本、

(以下四行分程度余白)

..... (紙繼目)

(成賢)
僧正御房補三長者給拜堂、承元四年

三月廿一日、御影供之日、先拜堂、其料坎、

被借寄此日記、仍書留之、同月廿二日

記之、

深賢

(奥書)

